

パブリックコメントの実施について

東京都環境局
環境改善部自動車環境課
令和8年5月14日

第3回検討会での委員からの意見を踏まえ、パブリックコメントを実施 **※実施にあたっては、業界団体、義務対象者等へ周知し広く意見を募集**

実施時期 令和8年6月～7月頃

内容【低公害・低燃費車の導入義務制度等の改正について】

(1) 制度改正の方向性

- 「ゼロエミッション東京戦略 Beyondカーボンハーフ」に掲げた温室効果ガス削減目標の達成に向け、自動車からのCO2削減に資する非ガソリン車等の普及の取組を加速
- 東京の大気環境は改善されてきているが、PM2.5や光化学オキシダントなど対策が必要なものも残されており、低公害車の更なる普及を促進
- 現下の中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰や災害時のレジリエンス強化の観点から、EV導入を更に促進

(2) 制度改正案

事項		改正案
達成期限		令和14（2032）年3月31日まで
義務内容	特定低公害・低燃費車の導入義務率	➤ 使用台数に占める特定低公害・低燃費車の導入義務率 現行 30% → 見直し案 40%
	乗用車における非ガソリン車の導入義務率	➤ 使用台数のうち乗用車に占める非ガソリン車の導入義務率 現行 20% → 見直し案 50% ➤ 電気自動車及び燃料電池自動車の換算 現行 1台を2台 → 見直し案 1台を3台